

## 尾道市建設工事総合評価方式試行要綱

平成 19 年 11 月 1 日制 定

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市が発注する建設工事（以下「建設工事」という。）に係る総合評価方式の試行に関し、法令及び他の要綱等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱における「総合評価方式」とは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 10 の 2（第 167 条の 13 の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

### (対象工事)

第 3 条 総合評価方式は、次のいずれかの建設工事に係る入札を対象とする。

- (1) 技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事において、簡易な施工計画、同種・類似工事の経験及び工事成績等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (2) 前号に掲げる建設工事のほか、市長が総合評価方式を適用することが必要と認める工事

### (学識経験者の意見聴取)

第 4 条 市長は、総合評価方式を実施するに当たり、令第 167 条の 10 の 2 第 4 項及び第 5 項（第 167 条の 13 の規定により準用する場合を含む。）の規定による学識経験を有する者からの意見聴取は、尾道市総合評価審査委員会を通じて行わなければならない。

### (入札公告等)

第 5 条 市長は、総合評価方式により建設工事に係る請負契約を締結しようとする場合は、令に定めるもののほか、次の事項について公告又は通知するものとする。

- (1) 提出を求める技術資料の内容及び提出期限等
- (2) その他必要と認める事項

### (入札時に必要な資料)

第 6 条 市長は、入札時に価格以外のその他の条件について評価を行う際に必要な技術資料等を提出させることとし、提出された技術資料等は返却しないものとする。

- 2 必要な技術資料等を提出しない入札者による入札又は当該技術資料等に必要事項が記載されていない入札者による入札は、無効とする。
- 3 資料の作成及び提出に要する費用は、入札者の負担とする。

### (落札者決定基準)

第 7 条 市長は、落札者決定基準として、評価基準、評価の方法及びその他の基準を定めるものとする。

### (評価基準)

第 8 条 前条の評価基準は、次により定めるものとする。

- (1) 評価項目 評価項目は、当該工事の目的・内容により必要となる技術的要件等に応じて設定するものとする。
- (2) 得点配分 各評価項目に対する得点配分は、その必要度、重要度に応じて定めるものとする。
- (3) 加算点 評価項目ごとの得点の合計を加算点とし、加算点は 10～30 点の範囲内で定めるものとする。

(評価の方法)

第9条 価格及び価格以外のその他の条件の評価に係る総合評価は、加算点に標準点（基礎点）の100点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

$$\begin{aligned} \text{技術評価点} &= \text{標準点（基礎点）} + \text{加算点} \\ \text{評価値} &= (\text{技術評価点} / \text{入札価格}) \end{aligned}$$

(落札者決定の方法)

第10条 市長は、落札者を決定しようとするときは、第4条の規定により学識経験を有する者の意見を聴いた後に、尾道市総合評価審査委員会の議を経て、次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
  - (2) 低入札価格調査制度を適用し、契約の相手方として不適当とされないこと。
- 2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。なお、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

(総合評価結果の公表)

第11条 市長は、入札終了後速やかに技術資料等の評価の結果、入札価格及び評価値について閲覧等により公表するものとする。

(苦情申立等)

第12条 入札に参加した者で落札者とならなかった者は、落札者として選定されなかった理由の説明を、落札者の公表を行った日の翌日から起算して2日（尾道市の休日を定める条例（平成元年条例第34号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）以内に申し立てることができるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。